

徳島県議会政策条例検討会議
結果報告書

平成29年12月6日

とくしま藍の日を定める条例の一部を改正する条例(案)

とくしま藍の日を定める条例(平成二十九年徳島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例

第一条中「設ける」を「設けるとともに、徳島県の色を定める」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(徳島県の色)

第五条 藍色を徳島県の色とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

検証結果報告書

条 例 名	徳島県人と人との絆を紡ぐ条例
総 括	
本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組も行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項においても十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待やDVの相談件数、いじめの認知件数が増加し、事案も複雑化していることから、必要な人材を確保・育成するとともに、関係機関等が円滑に連携できる体制の整備を図ることにより、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を推進すること。 ・ 各市町村の相談体制及び支援内容や、学校・地域ごとの取組に格差が生じないよう、県の強力なリーダーシップの下、関係機関の連携強化を図るとともに、更なる啓発・広報に努めること。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報、各圏域に設置したこども女性相談センターへの専門職の配置による体制強化、夜間休日の虐待相談対応職員の配置による24時間365日の相談受付体制の構築、各市町村要保護児童対策地域協議会等による関係機関の連携強化などの施策を実施し、児童虐待防止対策を推進している。 ・ 関係機関と協議を重ねて、必要に応じて覚書を締結し、効果的な連携・情報共有を図っている。 ・ 警察と児童相談所との間において事例検討等の合同研修会を実施している。 ・ 毎年、11月の児童虐待防止月間中において、関係機関等と連携したキャンペーンを実施している。 ○DV対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有する県内3か所のこども女性相談センターにおいて、DV相談や一時保護による被害者の安全確保、自立支援について、警察や市町村等の関係機関との連携により支援を行っている。また大学生や高校生の若年層を対象にデートDV防止セミナーを開催するなど、被害者にも加害者にもならないよう啓発を図っている。 ・ 緊急性・切迫性を有し、経済的に避難が困難なDV被害者等を公費負担によりホテル等に一時的に避難させている。 ・ DV等の被害者保護に関わる関係機関等（民間団体・行政機関・弁護士）が参加して、保護対策機関連絡協議会を開催し、実務担当者間の連携を強化している。（毎年1回実施） ○いじめ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年3月に策定した「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」や各学校における「学校いじめ防止基本方針」を基に、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組んでいる。 ・ また、今年度は、県の「基本方針」の改定を行い、各学校における「基本方針」の改定を促進し、学校のいじめ対応力の向上を図っている。 ・ 自他の命や心を守ることができる児童生徒を育成するため、「いのちと心の授業」「いのちと心のワークショップ（徳島版予防教育）」を実施している。 ・ 教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との協働による教育相談体制を整備している。 ○自殺対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年11月に全国に先駆け、県自殺対策基本計画を策定するとともに、県自殺対策連絡協議会の開催（外部有識者との意見交換）や自殺予防の取組の相互協力に関する協定締結（民間団体との協定）をはじめ、官民あがて様々な自殺対策事業に取り組んでいる。 ○高齢者の孤立対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブが行う地域のひとり暮らし高齢者等を定期的に訪問する友愛訪問活動は、高齢者が高齢者を見守る試みとして約30年前に本県からスタートし、全国に広がったもので、地域の絆づくりに貢献する重要な活動である。 ・ ひとり暮らし高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常業務において、地域の住民とふれあう民間事業者19団体との間で、高齢者等の見守り活動に関する協定を締結している。

<p>成 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各こども女性相談センターが対応した児童虐待相談件数が、平成28年度には、658件と平成25年度比で189件増加するなど、県民の児童虐待への意識が醸成された。 ・DV相談件数（県こども女性相談センター分）は、平成28年度で1,721件と依然として多いが、若年層を対象としたデートDV防止啓発により、「デートDVサポーター」として支援の輪が拡大している。（平成27年度：14,880人 → 平成28年度：17,176人） ・殺人事件等の重大事案の未然防止が図られた。 ・本県の公立学校における平成28年度のいじめの認知件数は1,985件で、前年度に比べ548件増加し、過去最多となっている。これはいじめ防止対策推進法の「いじめの定義」の浸透や、教職員の積極的な認知による結果と捉えており、小さいいじめも見逃さず、丁寧に対応したことにより、これまでに重大な事態となるような事案は報告されていない。 ・本県公立学校における平成28年度の公立学校の不登校児童生徒数は619人で、前年度に比べ29人減少し、減少傾向にある。これは、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との協働によるきめ細やかな対応の効果と捉えている。 ・県内の自殺者数は、若干の増減はあるものの、減少傾向となっている。（H25：182人→H28：141人） また、平成29年上半年期の自殺者数は、71人で、現行の統計システムになった平成20年以降で最少となるなど、少しずつ取組の効果が現れてきている。 ・ひとり暮らし高齢者等の生きがいや交友関係の拡大につながった。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の相談経路別の件数をみると警察・市町村からの通告件数は増加している反面、地域からの通告件数の状況は変化がなく、条例制定の趣旨である「人と人との絆を紡ぎ、互いに助け、支え合う地域社会を構築する」ことにより、今後地域における子どもの見守り社会の実現を図っていくことが課題となっている。 ・DV相談件数は、依然として多く、相談内容も複雑化している。これは、今まで家族・親族・地域社会の中で解決されていた問題の受皿がなくなってきたことも一因と考えられることから、更なる人と人との絆の構築が課題である。 ・私的な場所や閉鎖的な空間で発生する事犯については、被害者等からの相談や届出が潜在化しやすいことから、関係機関との連携を密にして情報共有を図るなどして、事案の早期把握に努めるとともに広く県民に相談窓口の周知を図る必要がある。 ・スマートフォン等の普及に伴い、いじめが周囲の大人や教員に見えにくくなっており、インターネット上のいじめを含め、早期発見・早期対応できるよう組織体制を強化し、いじめの未然防止に取り組む必要がある。 ・自殺に至るには様々な要因があり、関係者等が連携して包括的に取り組む必要がある。 ・友愛訪問活動を行っている老人クラブの加入率が減少しているため、担い手の減少が懸念される。
<p>今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、家族の再統合も含めた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援が図れるよう、引き続き、こども女性相談センターを中心に、子どもたちの最善の利益を確保する。 ・DV被害者支援体制の充実を図るため、相談対応職員を対象とした専門研修の実施や、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、更なる県民への啓発・広報により、地域社会全体での取組を促進する。 ・事案を認知すれば、被害者等の生命・身体の安全確保を最優先して、警察として執り得る手段を駆使する。 ・県の「基本方針」の改定をしっかりと浸透させ、各学校の「基本方針」の見直しを進め、教職員の対応力や学校いじめ対策組織を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭や地域、関係機関との緊密な連携の下、いじめの未然防止に向けた取組や啓発活動の充実を図る。 ・インターネット上のいじめに対応するため、関係機関との連携を強化し、携帯電話安全教室の開催を充実するなど、スマートフォンやSNS等の安全な利用方法についての啓発や情報モラル教育の取組を推進する。 ・教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との協働による教育相談体制の更なる充実を努める。 ・自殺者ゼロを目指し、県民総ぐるみによる「生きることの包括的な支援」として各種自殺予防対策を推進する。 ・知事表彰等により友愛訪問員自身のモチベーション向上と活動の活性化を図るとともに、同種の活動を行っている民生委員や地域包括支援センター等との連携を強化する。また、高齢者等の見守り活動に関する協定締結団体のさらなる拡充を図る。

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（執行部）
①児童虐待防止法の改正により、軽微な事案については市町村が対応しているが、各市町村の対応に格差が生じているのではないかと懸念がある。県の計画や目標の中で、何らかの対応策を示すべき。	①市町村の業務量が増大する中、市町村に対し、児童相談業務について職員研修を実施するなど、対応に格差が生じないよう支援している。引き続き、市町村と連携・協力し、児童虐待問題にしっかり取り組む。
②DVや児童虐待への相談の内容が複雑化し、件数も増加している。早期対応が求められる中で、現場で対応に当たる人材の育成・確保が重要であるが、現状はどうなっているのか。	②DV相談に対する相談体制は、現在、三つのこども女性相談センターに25名の職員を配置している。また、地域においても福祉事務所や市町村の相談窓口があり、こちらで対応することも可能である。 人材育成については、同センター職員にスキルアップ研修等を行うとともに、地域で相談を受ける方を対象としたネットワーク会議を設置し、研修にも取り組んでいる。 児童相談に対する体制は、こども女性相談センターの児童福祉司や児童心理司等36名を配置しており、国の定める基準を満たしている。夜間・休日24時間、365日体制で対応している。
③児童虐待に関して、県は民間団体や警察と協定は結んでいるのか。	③情報連携を推進するため、警察との間にこれまで3件の協定を締結している。内容としては、児童虐待やDVに関する連携強化のための連絡調整会議の開催や、対応状況等についての情報共有、未然防止や早期発見に向けた情報共有などであり、相互連携を図っている。

検証結果報告書

条 例 名	徳島県豊かな森林を守る条例
総 括	
<p>本条例は、条例の基本理念を基に、おおむね適切に運用されていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項において十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の有する水資源及び県土の保全機能を将来にわたり維持推進していくために、施策を計画的かつ総合的に実施すること。 ・ 森林所有者の高齢化や不在村化の進行などによる管理不十分な森林が拡大する恐れがあるため、取得による公的管理や県民・企業等による協働管理を更に推進し、多様な主体による森づくりに取り組むこと。 ・ 林業就業者数は、若手については増加傾向にあるが、高齢者のリタイアがそれを上回る状況であるため、更に充実・定着させる取組を行うこと。 ・ 森林取引の実態把握や監視体制の強化を図るため、今後も引き続き、県の関係部局を通じて、森林の売買に携わる関係者等に条例の趣旨を広く周知するとともに、事前届出制度や県版保安林制度などを適切に運用すること。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実 施 策	森林を適正に管理し、森林の有する水資源及び県土の保全機能を維持推進するため、本県の豊かな森林において、県や市町村等が連携した「取得による公的管理」、県民や企業等多様な主体の「協働による管理」、森林売買の事前把握や小規模林地開発規制など「規制による管理」を実施した。
成 果	<p>本条例に基づき、「取得による公的管理」「協働による管理」「規制による管理」を推進し、公有林化や公益社団法人徳島森林づくり推進機構による経営受託を促進するとともに、県民や企業等で森林を支える協働体制を構築した。</p> <p>また、森林管理重点地域の指定、同地域における森林売買に関する事前届出制度の運用及びとくしま県版保安林の指定により、無秩序な森林開発や伐採が制限されるなど、森林の監視体制の強化が図られた。</p> <p>なお、外国資本による目的不明確な森林売買などの不適切な取引は確認されていない。</p> <p>1 取得による公的管理</p> <p>(1) 公有林化面積：4,052ha 【内訳 徳島県：233ha、市町村：781ha、機構：3,038ha】</p> <p>(2) 公的管理面積：1,493ha 【（公社）徳島森林づくり推進機構による経営受託】</p> <p>2 協働による管理</p> <p>(1) とくしま協働の森づくり事業協力企業・団体数：131団体 ※全国1位</p> <p>3 規制による管理</p> <p>(1) 森林管理重点地域の指定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種森林管理重点地域：225ha（とくしま県版保安林） ・ 第2種森林管理重点地域：163,755ha ・ 第3種森林管理重点地域：266,450ha <p>(2) 森林売買等の事前届出状況 ※条例施行（H26年度）からの累計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出件数：91件 ・ 届出面積：702ha <p>(3) とくしま県版保安林制度 ※条例施行（H26年度）からの累計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箇所数：8箇所 ・ 指定面積：225ha <p>※ 全て平成29年3月31日時点</p>
課 題	森林の適正な管理は図られているものの、中山間地域の過疎化や少子高齢化が進行し、管理不十分な森林が拡大する恐れがあるため、多様な主体による森林管理体制の拡大が喫緊の課題である。
今後の取組	本県の豊かな森林が県民共通の財産として、将来にわたって守り次世代に引き継ぐため、関係機関が連携し、森林の取得や管理をより一層推進するとともに、適正な保全が図られるよう、計画的な施策の実施に努める。

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（執行部）
① 条例規定に反する行為を行ったとして、罰則が適用された事例はあるのか。	① そういった事例は、現時点ではない。
② 林業における若手就業者とは何歳ぐらいの方を指すのか。	② 国勢調査における林業就業者数において林野庁が示す基準年齢として、34歳以下を若手就業者としている。
③ 県内の公有林として植林されている木の種類は何か。 公有林について、どのような管理を行っているのか。また、今後植林内容についてどのように考えているのか。 水資源という観点から、雑木を植えたほうが良いのではという話も聞くが、どのように考えているのか。	③ 県内では、基本的に杉を植林している。 管理としては、植林後、下刈り、間伐及び枝打ちなどの作業を行っている。 主伐期を迎える50年生以上に育ってきており、10年後には25,000立方メートルまで県有林の中で増産する方針である。 県有林の目的としては、収益という部分も重要であるが、奥地の森林であれば伐採した後の複層林化など、今後しっかり考える必要があると認識している。